

とくてい びょうき しょうがい
特定の病気や障害を理由に、

こ しゅじゅつ ひと
子どもができなくなる手術などをうけた人は、

きゅうゆうせいほ ごほういちじきんしきゅうほう
「旧優生保護法一時金支給法」に基づき

くに かね
国からお金をうけとることができます。

きゅうゆうせいほ ごほういちじきんしきゅうほう
「旧優生保護法一時金支給法」について

へいせい ねん がつ か ほうりつ
○平成31年4月24日に法律ができました。

○この法律には、本人の気持ちをきかれることなく
子どもができなくなる手術などをうけ、心や
からだに大きな苦しみや痛みをうけたこと
についておわびするとかいてあります。

○この法律は、子どもができなくなる手術などを
うけた人に、お金を払うとさだめています。

せいきゅう きげん
請求期限

れいわ ねん がつ にち
令和11年4月23日

ほうかいせい
法改正で、
延長しました



きゅうゆうせいほ ごほう そうだんまどぐち

旧優生保護法相談窓口

ばしょ おおいたけん けんこうせいさく かんせんしょうたいさくか
場所：大分県 健康政策・感染症対策課

うけつけ じかん
受付時間

8:30~17:15

げつよう きんよう
月曜から金曜

やす しゅくじつ ねんまつねんし
休み：祝日、年末年始

でんわ そうだん せんよう
電話相談(専用)

097-506-2760

そうだん せんよう
メール相談(専用) sodan12210@pref.oita.jp

ふあつくす
FAX 097-506-1735

そうだんまどぐち き さき れんらく
*相談窓口に来たいときは先に連絡をしてください。
しゅわつうやく くるまいす ひつよう かた
手話通訳・車椅子など必要な方はお知らせください。



おおいたけん
大分県
ホームページ

※ お金を うけとる ことができるのは、どのような人 ですか。

◇昭和 23年 9月 11日 から 平成 8年 9月 25日 までの間に、
・子ども が できなくなる 手術 を うけた 人
・子ども が できなくなるように 放射線 を あてられた 人
です。

※ お金を うけとる 手続 の しかた や、わからない ことは、どこで
おしえて くれますか。

◇わからない ことは、旧優生保護法相談窓口 に きいてください。
連絡先 は おもて側 に かいて います。

◇だれか、手伝って くれる 人 が いなくても 安心して 相談 してください。

※ お金を うけとるための 方法

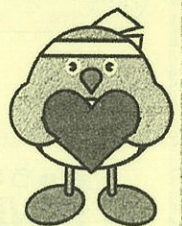
① 請求書 を かきます
※相談窓口 に あります

② 手続 に 必要 な 資料 を あつめます
※必要 な 資料 は
相談窓口 で 説明 します

(資料の例)
・手術 を うけた ことが わかる 診断書
・障害者手帳 のコピー など

③ 大分県庁 の 窓口 に
①請求書 と ②資料
を だします

請求書 や 資料 は、
郵便 で だす ことが
できます。



<請求書 など を おくる ところ>

〒870-8501
大分県 健康政策・感染症対策課
大分市大手町3丁目1番1号
相談窓口 宛
切手